

令和 8 年度
環境省行政事業レビュー公開プロセス

令和 8 年 6 月 1 5 日（月）

環境省大臣官房

令和8年度 環境省行政事業レビュー公開プロセス

1. 開催日時 令和8年6月15日（月）13：30～15：48

2. 開催場所 イイノカンファレンスセンターRoomC

3. 出席委員 7委員

奥 真 美 委員

竹ヶ原 啓 介 委員

蓑 輪 靖 博 委員

吉 高 ま り 委員

河 村 小百合 委員

土 居 丈 朗 委員

堀 川 義 一 委員

4. 議 事

事業番号1：浄化槽システムの脱炭素化推進事業

事業番号2：地域脱炭素化出資事業

午後1時30分 開会

○波戸本会計課長 定刻になりましたので、ただいまから令和8年度環境省行政事業レビュー公開プロセスを開催いたします。

本日は、お忙しいところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、会計課長の波戸本と申します。よろしくお願いします。

本日の公開プロセスは、対面及びWeb会議にて開催しております。また、どなたでも視聴できるように、インターネットで配信させていただいております。

会議に先立ちまして、行政事業レビュー推進チームの統括責任者である秦大臣官房長より御挨拶申し上げます。

○秦大臣官房長 皆様こんにちは、官房長の秦でございます。

皆様におかれましては、日頃より、環境行政の推進に多大なる御理解、御協力をいただいておりますこと、感謝申し上げます。

環境省におきましては、循環経済や炭素中立、あるいは自然再興といった取組に加えまして、昨今では、クマ対策のような安全・安心の取組ですとか、あるいは東日本大震災など、災害からの復興といった多様な取組を行っております。

こうした事業を効率的に進めていくためにも、EBPMの手法を活用しながら、常に予算執行状況を点検し、事業の見直しに反映させていくということが重要であると考えております。

本日の公開プロセスにおきましては、外部の有識者の方々の御参加もいただきまして、公開の場で事業の点検を行う貴重な機会と考えてございます。本日の御審議の結果を踏まえまして、不断の改善を図ってまいりますので、何とぞ忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○波戸本会計課長 なお、本日は、公務の関係で、秦はこちらで退席いたします。

続きまして、本日の会議の進め方を御説明させていただきます。

本日は、事業番号1「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」及び事業番号2「地域脱炭素化出資事業」の順で御議論いただきます。議題ごとに担当部局より事業概要を5分程度で説明し、事務局より論点を説明の上、説明内容に係る質疑応答を行います。

各委員におかれましては、この質疑応答の時間中に、事務局より事前に送付させていただきましたコメントシートにコメントを御記載いただき、時間になりましたら事務局へメール、あるいは手交にて御提出いただければと存じます。

なお、昨年11月25日に、租税特別措置や補助金等の適正化を進めるため、内閣官房に行政改

革効率化推進事務局に、租税特別措置・補助金見直し担当室が設置されました。7月10日には、当室主体で租税特別措置・補助金見直しに関する閣僚会議等及び副大臣会議が開催され、国民の御提案を踏まえた点検の視点が示されました。今年度においては、その視点も加味した議論を内閣官房行政改革効率化推進事務局より依頼されておりますので、御承知いただければと存じます。

また、今回の公開プロセスより、租税特別措置補助金見直し担当室の参事官として、内藤参事官が御参加されております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、会議の開催に当たって、参加委員の皆様に御留意いただきたい点を2点御説明させていただきます。

1点目ですが、回線の都合上、御発言される際のみ音声をオンにいただき、それ以外の時間は、ミュートとしてください。

2点目ですが、御発言される際には、挙手ボタンでお知らせいただき、御発言をお願いいたします。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

資料は、事前にメールにて送付いたしました。議事次第に記載のとおりとなっております。個々の資料の紹介は割愛させていただきますが、もし資料の不備等がございましたら、お知らせください。

次に、委員の御紹介をさせていただきます。

まず、内閣官房行政改革効率化推進事務局の御選定の有識者を御紹介いたします。

株式会社日本総合研究所調査部主席研究員、河村委員でございます。

○河村委員 河村です。よろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 お願いします。

慶應義塾大学経済学部教授、土居委員です。

○土居委員 土居でございます。よろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 株式会社リサリティ代表取締役、堀川委員です。

○堀川委員 堀川です。よろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 次に、環境省選定の有識者を御紹介いたします。

東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授、奥委員です。

○奥委員 奥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 政策研究大学院大学教授、竹ヶ原委員です。

○竹ヶ原委員 竹ヶ原です。よろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 福岡大学法学部教授、蓑輪委員です。

○蓑輪委員 蓑輪でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 一般社団法人バーチャデザイン代表理事、吉高委員です。

○吉高委員 吉高です。よろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 それでは、各事業の議論に入りますが、取りまとめ調整を行う取りまとめ役及び以降の進行は、奥委員にお願いいたします。

奥委員、よろしくお願いいたします。

○奥委員 はい、分かりました。

それでは、本日、取りまとめ役を務めさせていただきます、奥でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、始めさせていただきます。

初めに、事業番号1「浄化槽システムの脱炭素化推進事業」です。

担当部局から5分程度で事業の概要を御説明いただきまして、その後、事務局から論点を御説明願います。よろしくお願いいたします。

○説明者 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室でございます。

冒頭におきまして、浄化槽をめぐる全体の背景を簡単に御紹介した上で、本事業の内容を御説明いたします。

まず、スライド番号1ページ目を御覧ください。

こちら、污水处理施設の全体の類型ということでございます。

下水道ですとか、集落排水施設といった集合処理に対しまして、浄化槽というのは、污水处理施設の中では個別処理に位置づけられております。人口密度を勘案しまして、適切な施設が選択されるということでございますけれども、人口減少ですとか、あるいはインフラの老朽化、こういったことを社会情勢の変化によって、我が国は、污水处理施設の最適化という課題に、現在、直面をしております。

その上で、2ページ目にございます、污水处理施設の普及状況についてお示ししております。

全国で見ますと、国民の93.7%に污水处理施設が普及しておりますけれども、いまだ780万人の方々に、適切な污水处理施設が提供されておられません。浄化槽は、日本全体で申し上げますと、約1,175万人、率にして約10%の方々に利用されておりますけれども、下の図にもありますとおり、左から右に人口規模が小さくなればなるほど、浄化槽の利用割合が高くなるという

ような傾向がございます。

スライド3ページ目でございますが、浄化槽の類型でございます。

こちらは大きく二つございまして、一つは、トイレから出るし尿のみを処理する単独処理浄化槽。もう一つは、それに加えて、台所等の生活雑排水も併せて処理をする、合併処理浄化槽。こういったものに大別されています。現在は、単独処理浄化槽の新設は、浄化槽法により禁止をされている一方、合併処理浄化槽は、放流水の水質としては、下水道と同等の処理性能を有している状況でございます。こうしました単独、合併双方の設置基数の推移、こちら、4ページのスライドでございます。ポイントは2点ございまして、1点目は、平成10年代をピークとしまして、ストックの基数が減少傾向にあるという状況でございます。もう1点が、グラフのオレンジ色で示されている単独処理浄化槽、これが、いまだに全体の約4割強を占めているということでございまして、この単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換、これが政策課題の一つでございます。

もう一つ大きな政策課題になりつつあるのが、5ページ目を御覧いただきたいんですけども、集合処理から浄化槽への転換でございます。

冒頭に申し上げました社会情勢の変化によりまして、現在、100近くの市町村において、集合処理から浄化槽への転換が実施、または検討されている状況です。これに加えまして、整備済みの下水道区域の廃止に関する手続を創設する、これ、下水道法の改正ですけれども、この案が、現在、国会で審議されている状況でございます。加えて、関係省庁が連携して設置した有識者会議、こちらにおきまして、今後の最適化に向けたガイドラインの策定に向けて議論を進めておりますし、そういった最適化に向けては、各地において、今後、浄化槽の整備、転換というのが前向きに進む可能性があるという足元のトレンドでございます。

こうした背景を踏まえまして、6ページ目でございますが、浄化槽に関する政策の絵姿をイメージとして書いてございます。

今、申し上げました上段の情勢を認識しつつ、左下のところでございますが、これは環境規制、あるいは各主体が実施すべき義務、こういったものを浄化槽法にて、まず、法的に措置をしてございます。右にございますけれども、そうしたものを補完する役割として、浄化槽の新設、あるいは転換を促す手法としては、予算措置・地方財政措置も講じておりまして、本日、御議論いただく事業に関しましても、その一環として、赤枠でくくらせていただいております。

7ページ目に移りますけれども、本事業の背景、記載してございます。

こちらの浄化槽は、家庭向けの小型浄化槽と、それより大きな中大型の浄化槽、これ、集合、

集会場ですとか、そういったところになりますけれども、このうち、小型の浄化槽に関しては、9割超が先進的省エネ型浄化槽に既になっている。こちらに対しまして、中大型の浄化槽というのは、省エネ化が比較的遅れている分野でございます。こうした点ですとか、あるいは、政府の地球温暖化対策計画、こちらも踏まえまして、浄化槽分野における一層の省エネ対策に向けた補助事業を令和4年度の予算から進めているところでございます。

事業の概要は、続きまして、8ページ目でございます。

事業目的としましては、浄化槽分野における脱炭素化の推進に向けた大幅なCO₂の削減、こちらを掲げてございます。

また、事業内容としまして、大きく二つ、①としまして、既設の中大型合併処理浄化槽に係る高効率機器への改修。

②としまして、既設の中大型浄化槽から先進的省エネ型浄化槽への交換、この二つをメインに掲げてございます。

事業スキームにはありますけれども、補助率は2分の1、補助対象は、民間事業者、地方公共団体等。実施期間は、令和4年度から8年度までの5か年を今、予定してございます。

9ページから10ページにわたりまして、本事業の実施例を二つ挙げてございます。

9ページにあるものは、これ、集会場に設置された浄化槽、この機器を高効率なもの、ブロワを中心に改修いたしました。その上で、CO₂の排出量を3割強削減した事例でございます。

次の10ページには、こちら、小学校でオーバースペックとなってしまった浄化槽のコンパクト化、あるいは高効率化を通じまして、CO₂の排出量を更新前から8割強を削減した事例でございます。こうした事例というのは、CO₂の削減という直接の目的の実現のみならず、消費電力量の削減を通じて、ユーザーサイドの電気料金、あるいは光熱費の低減にもつながっている事例でございます。

続きまして、11ページでございますが、本事業に係る関係者からの主な意見を参考に載せてございます。

丸となっているのが事業費を、あるいは三角となったものは、事業の課題をそれぞれ示しているところでございますけれども、例えばこの事業を通じまして、省エネ型の浄化槽が導入されたことによって、長期間にわたるエネルギーの浪費構造、このロックインを回避できる。そうしたことは、ユーザーにも便益があるというふうなお声もいただいております。あるいは、浄化槽の新規出荷機数が減少傾向にある中、省エネ型浄化槽の受注が増えることで、メーカーとして、新技術の開発、あるいは製造ラインの確保、こうしたところへの投資に対して、投資

家の方々、あるいは社内からの理解が得やすくなると。ひいては、国内産業の育成、維持、あるいは将来の浄化槽の海外展開にも資するものではないかといったお声もいただいております。

一方で、中大型の浄化槽というのは、これは、個別の設計が多くございまして、受注、設計、施工、そういったところにどうしても時間がかかってしまうということもありまして、単年度の事業ですと、なかなか事業の実施、完遂が困難であるといったお声、あるいは費用対効果の問題、それから要件に近い46%の排出削減というところを交換ではうたっておりますけれども、そのCO₂の削減を見込める場合でも、やはり要件にぎりぎり満たないということで、結果、コスト競争、さらされて失注となってしまうといったこともあるということで、事業の課題についても複数指摘をいただいているところでございます。

以上が、本事業の背景、概要となっておりますけれども、最後12ページに、このプロセスの選定理由でございます。

これは社会情勢の変化、それと浄化槽へのニーズが次第に高まりつつある中、脱炭素社会との同時実現の観点から、本事業について、今後の在り方を点検いただく必要があると、我々は考えております。

最後、想定される論点に関しましては、この後、説明があるかと思しますので、割愛をいたします。

以上で、簡単ではありますが、私からの説明を終了させていただきます。

御議論のほど、よろしくお願いします。

○波戸本会計課長 事務局のほうからですが、論点についての説明でございます。

当該事業の論点でございます。

一つ目としましては、浄化槽行政において、単独浄化槽からの転換や集合処理から合併処理浄化槽への転換を含めた社会ニーズが高まっている課題もある中、浄化槽分野における脱炭素化についても、どのような手段によって推進していくかということ。

二つ目としまして、事業目的や事業内容に照らして、適切なアウトカムが設定できているのか。また、成果に基づく制度運用になっているのか。

三つ目としまして、執行率が低調であるが、補助要件などの事業構造や透明性、効率性の観点も含めて、具体的にどのような方法で事業内容の改善を図っていくのかとさせていただいております。

○奥委員 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまありました事業概要及び論点も踏まえまして、委員のほうから御意見、

御質問を頂戴したいと思います。挙手していただければ、私のほうで指名をさせていただきます。

いかがでしょうか。

では、土居委員、お願いいたします。

○土居委員 御説明、どうもありがとうございました。

先ほど会計課長から指摘がありましたけれども、執行率についてお伺いしたいと思います。

レビューシートの3ページ目で、予算額執行額表がございまして、これで、その表の一番下に執行率があって、30%から40%の間にあるという感じなんですけれども、要求額と当初予算額を見ると、毎年、同じ金額が並んでいて、18億がずっと続いていると。もちろん執行率次第で繰越しが変わってくるというような様子が見受けられるわけですが、この18億という金額は、どういう根拠で積算しておられるのでしょうか。

○奥委員 お答え、お願いします。

○説明者 ありがとうございます。

これは、令和4年度の予算から事業を進めてきたものでございます。当初の狙いとしましては、この中大型の合併処理浄化槽、この今、補助対象としているものというのが、大体、ストックで申し上げて3万基前後はあるだろうということを推計として把握してございました。その上で、その推計しているものを例えば1%、2%といったところを転換あるいは改修していくということで、平均した事業費用というところを掛け合わせた上で、執行率100%で進める場合には、恐らくその年間、改修と交換トータルで、700基ぐらいは更新していくと、改善していくというところで、当初予算としましては、18億円ぐらいを必要とするだろうという見込みの下に、当初、設定したものでございます。その後も繰越しという形で、ちょっと執行が十分行き届かないところが最初ありまして、今後、事業が広がっていくことによって、執行が増えていくということも加味した要求してございましたけれども、結果として、18億円、こういう動きになって、執行というのは十分発揮されていないというところは、私どもとしても十分課題としては認識しておりますので、今後、しっかり検討していかなければいけないと思っております。

○奥委員 土居委員、どうぞ。

○土居委員 もともとこの事業を始められる前の段階で、そういうお考えだったと、そういうお話だったかと思います。

それで、今日のこの説明資料の11ページに、補助事業に係る関係者からの意見というのがあ

って、これは環境省のお立場の意見というよりかは、そういうお声があったということだと理解しておりますが、でも、取り上げられるということは、この執行率に関連するところで、やや気になるところがあって、つまり削減率の設定とか、そういう事業者が応募しやすい、ないしは補助事業を活用しやすいように、それは確かに執行率は上がるのかもしれませんが、でも、かといって、もともとCO₂排出量削減という、その根本の話にすると、その要件緩和がむしろ逆行するという可能性もあるというふうに思うんですけど、その点は、この関係者からの意見を今、どのように受け止めていらっしゃるのでしょうか。

○奥委員 お願いいたします。

○説明者 ありがとうございます。

ここ、非常に難しい課題だと思っております、単純に要件を緩和して使いやすくする。執行率、確かに伸びるかもしれないけれども、CO₂の削減の幅というのは、当然、小さくなるというところは、脱炭素社会の構築を早急にしなければいけないというところには逆行すると思いますので、そこは留意しなければいけないと。

他方で、今の基準ですと、例えば交換の場合には、CO₂の削減効果46%というところを適用するということになりますと、例えば40%ぐらいで長い30年とか、そういう実質的な使用期間がある中で、それ相応にはCO₂が削減できる、これはエネルギーの消費量が減ることで、CO₂の削減もある程度見込まれるというものがあるにもかかわらず、要件があまりにも画一的だったり、ある意味、融通の利かないようなところがあった場合に、その先進型の浄化槽が普及しない。つまり、非省エネ型のブロー、電力消費が多いものが、また、30年、40年と使われてしまうことによる差分としてのCO₂の増分というのも出てくるだろうと思っておりますので、単純な要件緩和という議論は慎まなければいけないということは十分認識しておりますが、やはりそのバランスとして、エネルギーの消費、あるいはCO₂の削減効果というのをトータルでどういうふうに出していくのか、ここは必ずしも採択された案件によるCO₂の総量の削減効果だけではなくて、失注をしていたものが、もしかしたら、この補助金を少し改善することで、もう少しトータル、効率的にCO₂の削減に資するかもしれないといった観点もあるかと思っておりますので、そういったあたりは、よく見直す必要はあるかなと考えております。

○奥委員 はい、どうぞ。

○土居委員 あまり私ばかりしゃべっているけど、8ページに、事業スキームが書いてあって、補助率2分の1と書いてあるんですけど、これ、場合によっては、今、おっしゃったような機会損失的なものもあると。つまり、この補助事業を使えないから結局買えないまま損してし

まったということで、むしろ逆にCO₂排出削減が進まないという問題は確かにおっしゃるとおりなところはあるとは思うので、削減率が低ければ補助率を下げるとかというような考え方というんですかね、優秀なものは補助率は高くてもいいけども、あまり優秀じゃない、けれど全く箸にも棒にもかからないというわけでもないというようなものの補助率を下げるけれども出すという、そういうような考えというのは、あったりするでしょうか。

○奥委員 どうぞ、お答え、お願いいたします。

○説明者 ありがとうございます。

今まさに土居先生がおっしゃった段階的な率の設定というのも、今回の見直しにおいては、私も重要な論点の一つだと考えております。そういったその設定は、論理的には大いにあり得ると思っていますので、あくまでもこの補助金というのが効率的に執行されて、それによって効果的にCO₂を削減するというのが、まさに果たされれば最も望ましいと思いますので、今の委員からいただいた指摘も、しっかり我々のほうで咀嚼して見直しに生かしていきたいと思っています。ありがとうございます。

○奥委員 ありがとうございます。

それでは、竹ヶ原委員、その後、河村委員、そして堀川委員の順番で、お願いいたします。

○竹ヶ原委員 御説明、ありがとうございました。

污水处理が分散型に移行するという中で、浄化槽に着目して、脱炭素化を進めるという趣旨はとてもよく理解します。その上で、レビューシートに入れるこの短期アウトカム、ここに、いわゆる脱炭素型のラインナップの充実って挙げていらっしゃるんですけど、ちょっとこの点について、補足で確認をさせていただければと思います。

先ほど御説明にもありましたけど、家庭用の小型のやつは9割方、省エネ対策に標準化されていると。これに対して、中大型のところは、御説明にもあったように、受注して、設計して、施工するということなので、実情、全て作り込みで標準的なプロダクトがないというふうに聞こえたんです。だとすると、アウトカムとして、省エネのラインナップを充実するというのは、ちょっとあまり適切じゃないような気がするんですが、その辺はどう考えたらよろしいでしょうか。

○奥委員 お答えをお願いします。

○説明者 ありがとうございます。

ここのレビューシート、私ども令和4年の事業創設当時から、この短期アウトカムは、ラインナップの拡大ということで設定をしてございました。

実際に、小型槽に関しましては、ラインナップが増えていくことで、適合した機種を選択いただける可能性が高まってくるということで、だんだんと省エネ型の適合機種の割合が増えていくというプロセスになるんですけども、おっしゃるとおり中大型の浄化槽に関しましては、やはり受注生産といいますか、個別の設計というのが、まだ、ある程度かなり必要だという状況もございまして、果たして、この短期アウトカムの中大型槽におけるラインナップの拡大というのが、そもそも成果の目標として設定がふさわしかったのかというところは、私どもなかなか考える余地が大いにあったのかなと反省をしております。その上で、資料21ページ辺りを御覧いただければと思いますけれども、こういった事業をやるに当たって、中大型の浄化槽に関しましては、右下のところに少し書いてございますけれども、例えば別のアウトカムを設定すべきだったというところは、もう振り返りでしかないんですけども、今後、こうした事業を仮に行う場合には、アウトカムというのを適切に設定していくということが重要かと思われます。今、竹ヶ原委員から御指摘いただいた内容というのを私ども振り返ってみますと、やはり見直す余地が大いにあるのかなと考えておりますので、こうしたアウトカムの見直しに関しましても、ここに書いたものは一例でございまして、しっかりと検討していく必要があると考えております。お答えになっておりますでしょうか。

○奥委員 はい。

○竹ヶ原委員 ありがとうございます。

あと、せっかくですので、既存の更新、改良も対象にしてらっしゃるので、できたら全てのストックの中で、これだけ置き換わるといったという、そういう成果が見えるような指標も御検討いただけたらなと思います。

その上でなんですが、建設工事費の一部になっちゃっているとすると、これだけ物価が上がってきて、工賃、建設費が上がってくると、どうしても、この中大型の部分が普通の建設工事のものと比べて割高になって、失注してしまう可能性が懸念されます。この場合って、やっぱり補助率が2分の1でいいのかという、逆の意味の検討も余地がないのかどうか、御検討いただければなと思いました。

以上です。

○奥委員 お答えございますか。

○説明者 ありがとうございます。

補助率の設定、仮に、ここ、事業が続くと仮定した場合の補助率の設定に関しましては、今、委員からお話がありました物価の上昇ですとか、建設費の高騰、あるいは特定の期間に工事が

集中することによって、どうしても工事費が高くなってしまうという、そういった傾向も一部見られると伺っておりますので、現場の工事の実態といったあたりも、しっかり丁寧に観察をしながら、今後、予算要求する場合には、その補助率の設定が果たして妥当なのかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○奥委員 ありがとうございます。

○竹ヶ原委員 ありがとうございました。

○奥委員 では、河村委員、お願いいたします。

○河村委員 御説明、ありがとうございました。

今回、全体の状況とかも併せて冒頭で御説明いただき、いろいろ理解が深まったと思います。

論点に関連してちょっと順に幾つか伺いたいんですけども、ちょっと私自身が頭がまだ整理し切れていないところがあって、冒頭で御説明くださった污水处理の全国の現状、ちょっとこれ、伺っていてびっくりするところもありましたけど、未普及の人口が、まだ、こんなに、いらっしゃるんだということもあって、それから浄化槽自体も、まだ、単独の浄化槽が、まだ、これだけあるというのもなかなか驚きでした。

ただ、今回、これ、事業、議論しているのは、エネ特で出てくるところの温暖化対策でいうところで、特に中大型浄化槽のところちょっと焦点を当てて、要するに温暖化の目的に資するような機器の普及が遅れているから、そこを何とか後押ししてということだと思うんですけども、冒頭のこの国の、要するに污水处理の現状のところを踏まえると、これ、政策のときは必ずしも温暖化だけじゃもちろんなくなっちゃうと思うんですけども、そういうところを踏まえて、やっぱりどうしてもこの中大型浄化槽のところに絞るよりほかはないのかとか、それから単独処理浄化槽のところは、でも、結構、高性能のものに置き換わっているんでしょうか、そういうところも何かうまく捕まえながら制度設計するということで、今回のこのCO₂削減というところに、政策効果を高めるような設計というのはできないものかなというふうに思いましたが、ちょっとその辺、改めてになるかもしれませんが、御説明いただけると、ありがたいんですが。

○奥委員 お願いいたします。

○説明者 ありがとうございます。

6ページのところを少し御参照していただければと思いますけれども、今日、御議論いただいている内容というのは、右下にありますエネ特の補助制度ということでございますけれども、例えば予算措置全体としましては、上にございます循環型社会形成推進交付金という別の交付

金制度がございまして、この中では、どちらかというと、省エネというよりは、生活環境の保全、公衆衛生の向上という観点から、例えば浄化槽の新規設置ですとか、あるいは今、委員のおっしゃった単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、改築、更新といったあたりも、こちらで市町村を通じて支援をさせていただいているところでございます。

あるいは、もっと根本的に転換すべき単独処理浄化槽に関しましては、この左下の法的措置にございますけれども、一番下のところ、特定既存単独処理浄化槽に対する措置というものがございまして、こちらは、生活環境及び公衆衛生上、重大な支障が生じるおそれがあるというものに関しましては、都道府県がより強い勧告権限ですとか、命令権限、そういったことを法的には措置をしております、これを活用しながら、しっかり悪いものは早急に転換していく。それから、新規の設置に関しましては、循環交付金ですとかを使っていくと。さらには、今、中大型の浄化槽に関しまして、省エネ化がやはりなかなか進まないというのは、オーダーメイドというところも若干ございまして、そこに対しては、モデル的な取組を若干はしないといけないというところもございまして、今、右下のところというのは、その中でも少しフォーカスしたモデル的な事業としてエネルギー特会を活用させていただいているというものでございます。今、河村先生がおっしゃった内容というのは、それぞれ役割を少し分けながら、ツールを分けながら、それぞれ施策を進めていきたいというところでございます。

○奥委員 河村委員、いかがですか。

○河村委員 はい、分かりました。

それで、中大型浄化槽に焦点をということなんですけれども、このもっと小さい家庭用の小型浄化槽のほうというのは、先進的なタイプが普及しているということですよ。9割ぐらいなんですかね。これは、なぜ、こういう差が、中大型との違いで出るんですか。それは、やっぱり規模が小さいから割と工期も短くて済んで取りつけやすいからとか、そういうことなんだろうかな。

○説明者 ありがとうございます。

ちょっと技術的な御紹介になるかもしれませんが、今、申し上げている浄化槽というのも、一つの大きな機能として、ブロワといって、空気を槽の中に送り込んで、好気性の微生物が活性化することによって浄化をしていくという作用を促進する。このブロワの消費電力というのを減らしていくということが、省エネ化に向けての大きな要素となります。小型の浄化槽というのは、割と空気を送り込む量を少なくできるというところもありまして、ブロワの中でも、より電磁式のブロワとか、ちょっと難しいんですけども、そうしたエネルギー消費量の少な

いブロワが幅広く普及し始めている状況でございまして、相対的には、省エネ型の浄化槽が普及しやすいステージに入ってきているということでございます。

一方で、中大型の浄化槽というのは、槽の大きさが非常に大きくて、空気を送り込む水深でも、非常に深くなってくると。そうしますと、どうしてもブロワで送り込む空気の吐出量というものをかなり大きくしなければいけない。ここの送り込む能力を持ったブロワを省エネルギー化していくというのは、技術的にまだまだ開発途上の状況にあるというふうに伺っておりますので、小型の浄化槽に関しては、比較的、省エネ型の浄化槽が普及している一方で、中大型の浄化槽に関しましては、まだまだそのブロワのところの開発余地、改善の余地が残されているということで、足元は比較的パーセンテージが低い。ですので、支援をしていく必要があると、我々は考えております。よろしいでしょうか。

○奥委員 河村委員、どうぞ。

○河村委員 もう少しいいですか。すみません、分かりました。

それで、これ、事業の目的、よく分かりますし、このCO₂削減は、やっぱり外部性があるから、やる側とすれば、やっぱり自分たちにどれだけメリットあるのかねということで、やっぱりどうしてもやれなくなっちゃうというのは、それはよく分かると思うんですね。だから、そこである意味、政府の支援を出すということが正当化される分野だとは思うんですけども、この11ページのところに、現場のお声を幾つか書いてくださっていて、それぞれ乗り越えなきゃいけない課題があると思うんですけども、例えば例としてちょっと二つ、三つ、お尋ねしますけれども、3番目のところに、単年度でやるにはちょっと期間が短か過ぎるというのがありますよね、今どき基金にするというのは、なかなかちょっとやりにくいところもあると思いますけど、国庫債務負担行為みたいなものを使って対応することができないかどうかというのが、御質問の1点目ですね。

2点目は、一番下のところに書いてある失注になっちゃうことがあると。結局、非省エネ型に勝てないからということで、やっぱりそうすると、もう少し政府が支援しなきゃいけないかな。さもないと先ほど話が出ていましたけど、何か要求するレベルを、省エネのレベルを落とすか、でも、それは逆に本末転倒みたいなことになりかねないという話もありましたけど、じゃあ、補助率を上げるかというのが二つ目。

それで三つ目は、全く違う観点なんですけど、今、御説明くださった、何で個別のところだったら普及できているのに、中大型が普及できていないという、そのブロワというところのものの技術的な課題がおありになるわけですね。開発の余地がまだあるというふうに御説明く

いただきましたけども、この事業はこの事業で何とか工夫していろいろやっていくとして、並行して、やっぱりその開発を促進するというか、そういうところにもう少しスタートアップとか、そういうところにお金をつけて、どんどん中大型でも、もう少し送り込む電力量とかを落として、CO₂削減効果が達成できるようなものを開発できないのかというところに、そういうところに予算をつけていくという発想もあり得るかなという気もしますが、この三ついかがでしょうか。

長くなってすみません、以上です。

○奥委員　お願いします。

○説明者　ありがとうございます。

1点目のところ、関係者からの意見の三つ目でございますが、単年度での事業が難しいというところで、おっしゃるとおり、国庫債務負担行為ですとか、あるいは条件が合った場合に、繰越しというふうな仕組みも活用がルール上はできる事業だと考えておりますので、これまでどうしてしてこなかったのかというところに関しましては、私どもも説明不足というところはどうしてもあったのかなと。そこは真摯に反省すべき点だと考えておりますので、今後、仮にこうした事業を続ける場合に当たっては、そうした繰越しをしたほうが、トータルの事業費ですとか、補助額に対して、より効率的に執行ができるといったこともあるかと思っておりますので、今、河村委員がおっしゃった国庫債務負担行為ですとか、それも含めて、複数年度でやることが望ましいものがあれば、ぜひ、工夫をさせていただきたいと考えております。

2点目のところですが、失注する案件のケースに関しましては、先ほど竹ヶ原先生からも補助率の設定に関して御意見をいただいたところでございますけれども、今、河村先生がおっしゃったように、いろんな条件に応じてといいますか、補助率の設定の仕方というのも、もう少し画一的なものではないやり方もあり得るのではないかと考えておりますので、その辺りも今日の御意見をしっかり踏まえて、検討に生かしていきたいと考えております。

3点目のところは、まさにメーカーの製造側の方々に対する例えばスタートアップですとか、革新的な技術開発に対する支援、正直、今、私どもが持っているツールといったところの外側のところに、若干、手を伸ばしていく必要があるかと思っておりますので、今、この時点で何かそこに向けてできるかというところは、御意見として承るところにとどめたいと考えておりますが、いずれにせよ、この浄化槽、先ほども申し上げたとおり、全体としてはストックの基数が減ってきていると。それから、御紹介までですが、14ページのスライドには、新設の基数も、今までずっと連続して減少してきているということで、メーカーさんにとっては、なかなか製

造ラインを確保したり、新規投資をしている技術開発の開発投資をエンドースしていくということが難しい、社内でもなかなか理解が得にくいという状況かというふうに推察をしております。

一方で、浄化槽、これから集合から個別の転換というお話もございますので、そうしたところで、今後、やっぱり必要となってきた場合に、浄化槽を作るメーカーがありませんよと、なかなか技術が進みませんよという状況は避けたいので、そこに関しては、小型槽もそうですが、中大型槽も含めて、浄化槽の質の向上というところは、産業育成の観点も含めて、ぜひ、力を入れていきたいと考えております。お答えでよろしいでしょうか。

○河村委員 ありがとうございます。

○奥委員 ありがとうございます。

それでは、堀川委員、その後、吉高委員でお願いいたします。

委員の皆様、コメントシートに記載をしながら御議論をお願いいたします。

○堀川委員 大変明快な説明、ありがとうございます。

環境省さんの事業、この事業に限らず、地球規模の目標設定、ここまでは46%に沿ったものについて、事業を展開されているという特徴をお持ちだと、今回、理解しました。そうすると、個々の事業でCO₂は削減されたとしても、世界的目標からすると、誤差の世界に結果的にはなると。分かりやすく言うと、砂漠に水をまいているような事業展開になっているというのも事実だと思います。そこで、この事業をやはり横に展開しないと効果は発現しないんだと。それはよくどの事業でも見られる話ですけど、優良事例方式という、グッドプラクティス、いい事例をつくることで横に展開するという御意見、様々な事業では出てきますけれども、なかなか横に展開、そういえないんですね。そう見ると、この先ほど説明もありましたけれども、この事業で最も横を展開するとしたら、難しいかもしれませんが、供給側のラインナップなり、充実度を上げるしかないんだろうなと。現に、小規模な家庭用は、エアコンなんかもそうですね、毎年、省エネが進んでいるように、小規模な浄化槽については、年々きっと進んでいると。ただ、大規模なものは、それだけの需要がないからなかなか進まない。でも、それをどう進めるかは、きっとこの事業のコア、キーポイントだと私は思います。そこで、事前の勉強会等で、そういう御指摘をさせていただいたら、今回、しっかりと見直しをしていただいて、②と②、③という形で、31人から50人槽、さらには大きいものというのも見込んで御提案いただいていることを私、非常に高く評価します。事業レビューを通して、方向、皆さんが進まれようとする方向は、さらに明快になったろうと思います。そこで、その①、②、31人から50人槽、それ

以上について分けられた点について、ちょっと簡単な御説明をお願いいたします。

○説明者 ありがとうございます。

今、堀川委員から御指摘いただいたのは、21ページのアウトカムの見直し（案）についての右下にあります①、②の御提案というところですが、先ほど竹ヶ原委員でしたか、ラインナップの拡大という短期アウトカムが必ずしも望ましくないんじゃないかという御指摘もありまして、私ども、そこも真摯に受け止めておりまして、今回、①と②に分けたというところですが、①として分けたほうは、31人から50人槽というところは、中型槽の中では、先進的省エネ型の浄化槽の普及割合が比較的進んできているところだと、私ども認識しております。そうしますと、メーカーとしても大体ラインナップを作って、そのラインナップに沿って大量生産といいますか、ある程度まとまったロットで生産が可能になってきているというものでございますので、このラインナップを拡大するということをアウトカムに設定、使用した上で、それを選びやすくするとか、ユーザーの方々に、これを選び取っていただく可能性がどんどん広がっていくようにということで、ラインナップの拡大を引き続き指標として設定していくと。

他方で、51人槽以上のところに関しましては、先ほどから議論ありますけれども、やはり個別の設計というところもございますので、アウトカムの見直しも、例として出荷基数全体、その中で環境配慮型、あるいは省エネ型が進んでいくというものが、より分かりやすく指標として出てくれば、政策の評価ということもよりしやすくなるだろうと考えまして、51人槽以上に関しましては、ちょっと別のアウトカムを一覧として提示をさせていただいた次第でございます。こういった説明でよろしいでしょうか。

○堀川委員 結構です。どうも。なかなか踏み込んでいただいて、どうもありがとうございます。

そこで、ラインナップというか、供給側のこれからどうしていくかという話になるわけですが、先ほど河村委員等からお話があった11ページの現場の声ですね。もうこれは先ほどお答えいただいたと思うんですが、その46%というのは非常にハードルが高過ぎて、なかなか供給サイド、製品が追いつかないよという話があると思いますので、それについては、何らかの工夫が必要だということを既にお考えだということですよ。

もう一点目は、先ほどもあったと思うんですが、新規のものに製品を作っていこうと。ラインナップを新しく作っていこう、根本的に省エネのものを作ろうということも、先ほどお答えいただいて、それにシフトしたいということですね。

最後にもう一点、下水道の転換ということで、国交省が、今後、進めていくことになると思うんですけど、その辺はどういう連携をされるのか、その最後、下水道からの転換というところで、一言何か御説明いただければと思います。

○説明者 ありがとうございます。

今、いただいた最後の指摘に関しましては、5ページのスライドを再度お示しいただいてもよろしいでしょうか。

この5ページのスライドで、集合処理から浄化槽への転換といったところでございますけれども、ちょっと上、字が小さく書いてございますが、二つ目のところ、下水道の既に整備された区域については、今まで廃止をするという、そもそもそういった発想がなかったものですか、なかなか自治体さんも、経済的にも見合わない、下水道を使い続けてもなかなか廃止するという手続に至らなかったということなんです、今回、法改正の中では、下水道の整備区域を廃止して、右下のピンクのエリアになりますけれども、例えば経済的にも見合うところに関しては、既に下水道が整備されたところも、例えば管路を撤去して、改めて浄化槽を個別に引き直していくといったことを想定されていると。これは関係省庁、国土交通省さんも、農水省さんも、それから地方財政をやっている総務省さんも、環境省も、実は同じ思いでおりまして、この国の財政を考えた場合に、より適切な汚水処理施設、これを持続可能な形で転換していくためには、やはりこういったエリアも出てくるだろうと考えておりますので、手続的にはQ&A集、上の囲みを作っておりますけれども、自治体の方々が困らないように、そういったQ&A集も策定して、随時、更新していく予定でございますし、今後、そういったことを具体的に進めたい自治体さんに関しましては、今、有識者の検討会、四つ目のぽつにありますけれども、ガイドラインの案というのを関係省庁一体で議論を進めておりまして、これは今年中を目指して、策定を進めているという状況でございますので、そこに見合うといえますか、浄化槽がそういったシフトにちゃんとかなうような供給余力を持つということも大事だと考えております。

以上です。

○堀川委員 最後に、今回、このような形で、非常に建設的な議論ができたこと、本当にありがとうございます。

ちょっと環境省さんの事例で、こういう世界的な基準に対して、少しずつ進めようという事業も、環境行政ですから、他に多々あるのではないかなと。そういった事例は、やはりただ単に、お金を持ち込むではなく、こういう今、御説明いただいたように、工夫をするということ

が重要だと思うので、ぜひ、他の事業にも今回のプロセスを広げていただければというのが、私の期待です。

以上です。

○奥委員 お答えは、よろしいかと思います。本事業に対してと言える全体的なお話でした。時間も限られておりますので、吉高委員、お願いいたします。

○吉高委員 どうもありがとうございました。私のほうからは手短かにコメントというか、質問をさせていただきたいと思います。

まず、執行率の定率な部分に関しまして、基本的にはストックのほう、どう展開をしていくかということかと思うんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、全国的に例えば集合住宅とか、こういった集合処理というのは、ニュータウンの例えば連携とかで、いろいろな地域によって濃淡があったりすると思うんです。今のちゃんと自治体というふうにおっしゃったんですが、例えばそういう地域的に、もちろん公募なので、全国的に一律にされるというのは分かるんですが、例えばそういった地域的なもので、重点的にやるとか、そういったお考えはあるのかなというのが1点目ですね。

それから、KPIに関しまして、アウトカムのKPIに関しまして、先ほどのような新しい見直しは、私も大変歓迎するところではございますが、一方で、例えば長期のほうなんですけども、これはやはりCO₂の排出削減量というだけでよろしいのか、例えば今後、もちろん資材が高騰するということもあるんですが、長期的にはエネルギー価格が高騰していくということに関しては、省エネ効果って大変大きいと思うときに、省エネ率というのは、環境省の事業とはいえ、そういうものを入れていくことによって、例えば自治体とか、そういった御関係者がいかにエネルギーの価格が上がって、省エネをやるのが異議があるというところも、一つのKPIというか、していくことによって、御説明がしやすくなるんじゃないかなというちょっと気もしたものですから、そういったお考えはないのかって、ちょっとまず、この2点をお伺いしたいと思います。お願いいたします。

○奥委員 お願いします。

○説明者 ありがとうございます。

まず1点目、執行率の関係から集合住宅ですとか、ニュータウンですとか、そういった辺りでのこの事業の展開可能性というところかと理解しましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、浄化槽の普及を支援していくツールというのは幾つかございまして、今、このエネルギー特会における事業というのは、基本的に、民間事業者の方ですとか、工場ですとか、あるい

は自治体のいろいろな集合的な施設を中心に導入を促しているところ、スペックはかなり高いということもありまして、補助金が入るとはいえ、補助側の負担というのは相当程度ございますので、集合住宅、例えば民間の管理組合さんですとか、そういった方々が幅広くこの事業を使っていただけるようなスキームにするほうがいいのか、それとも先ほど申し上げた循環型社会形成推進交付金という別の交付金制度がありますが、そちらのほうで、今後の転換に関する需要とかも含めて、支援のメニューを見直していくのがいいのか、いろいろとパターンがあるかと思います。この事業でいうと、スペシフィックに集合住宅とかというところにフォーカスするということは、今のところ念頭にございませんけれども、いただいた御意見をもう少しこちらのほうでも整理させていただきたいと思います。

2点目ですが、KPIのところ、今、私ども、長期アウトカムとして、CO₂の削減量というのを設定していますが、これ、基本的に、CO₂の削減は何で効果が出るかといいますと、エネルギー消費量の削減と。ひいては、それはブロワを中心とする機器の電力消費量を削減するということからひもづけて算出をしている目標値でございますので、CO₂の削減が進むということは、すなわち裏を返せばエネルギー消費量、つまり消費電力量がそのまま減っていくというところとリンクをしておりますので、必ずしも指標として記載するのが、このエネ特の事業として適切かどうかというところ、やはりこれ、どうしてもCO₂の二酸化炭素の排出削減がメインになりますので、そこのアウトカムの書きぶりは維持するのかなと思っておりますが、ちょっとどういった説明ができるか、対外的にもう少し分かりやすいKPIの解説といいますか、その中で、今、おっしゃった省エネですとか、消費電力量の削減というところにひもづいているということは、伝える余地があるかと思いますので、工夫させていただきたいと思います。

以上です。

○吉高委員 ありがとうございます。

○奥委員 よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと時間も来ておりますので、ここで内藤参事官より、質問や御意見を願ひできればと思います。

○内藤参事官 内閣官房の補助金見直し室の担当参事官をしております内藤でございます。

私のほうからも論点についてちょっと幾つかのコメントというか、意見を申し上げさせていただきます。

まず、一つ目の論点の推進の手段についてでございますけれども、例えば資料で言いますと、7ページを御覧いただきますと、31人から50人槽というのは、既に99.7%で環境配慮型が導入

されているということでございますし、この商品の導入補助というものは、永続的にというか、恒久的にするものではないと思っております。商品が導入初期、普及が進んでいないときに、その普及を促進するためには必要なものだと思いますけれども、一定程度、ここで言うと、99.7%まで普及が進んでいるということでございますので、だんだん普及が進んでいきますと、例えば環境基準の見直し等によって対応していくというようなことが、ほかの例えば自動車ですとか、住宅なんかでも、そういう対応をしておると思いますけれども、この浄化槽についても同じようなことを考えていく必要があるのではないかと。

それから、51人以上の部分については、まだ、普及の途中段階ということであろうと思えますけれども、これについても、その中・長期的にどうしていくのかというような出口も含めて、そういう見通しを持ちながら、どういうふうに普及を図っていくのかというのを考えていく必要があるのではないかと気がいたします。

それから、アウトカムの設定のところでございますけれども、資料の21ページで、何人かの方から御指摘がございましたけれども、このところで、31人から50人槽のところ、ラインナップ拡大ということで、指標でされておりますけれども、どちらかといいますと、結局、環境配慮型の浄化槽の普及拡大を図っていくというのが政策目的だと思いますので、商品の種類が増えることというよりは、普及が図られること自体をそもそも目標にしたほうが、目的との関係で分かりやすいのではないかと。そういう意味では、例えば環境配慮型の浄化槽の普及割合でありますとか、もしくは出荷の台数でありますとか、そういう普及が進んでいくということ自体を指標にされるほうが分かりやすい、目的に対してより直接的な指標になるのではないかと気がいたします。

それから、あと、執行率の関係につきましても、幾つかの委員の方から御指摘がございましたけれども、御指摘にありましたように、執行率が低いので、ただ単純に要件を緩和して、今まですくえなかったところをすくった結果として、執行率が上がるということで、本末転倒でございますので、やっぱりそういう意味では、特に普及が進んでいないという51人槽以上の浄化槽について、導入が進まない、要は低い原因というのをしっかり分析をいただきまして、どういう、先ほども例えばやっぱり商品開発のほうがそもそも必要なんじゃないかと、そういう御指摘もありましたけれども、どこにネックがあって、どういう対応が必要になるのかということ自身をよく検討いただいた上で、補助の要件でありますとか、それから規制とか、その他の手法との組合せとか、そういうことを考えていくということだろうと思えます。

それで、何しろ補助率が低いので、要件を緩めて規模は維持するというよりは、補助の執行

の状況に合わせた必要な予算規模というのを考えていくというのが本筋かなというふうに思います。

以上でございます。

○奥委員 どうもありがとうございました。

もう既に取りまとめた御意見をいただいたような気もいたしますけれども、それでは、ちょっと御回答は、取りあえずもう今の説明はよろしいかと思いますので、時間が大分少し押ししておりまして、各員におかれましては、コメントシートをできるだけ早く半ぐらい、あと、数分ですけれども、半でよろしいですか。14時半までに事務局に、もうお書きになっていたら、そのまま出していただくか、あとはパソコン上で御記入いただいている方は、メールで事務局のほうに送っていただければと思います。

では、集計まで少々お待ちいただければと思います。ここで一度、音声はオフとさせていただきます。

午後2時27分 休憩

午後2時44分 再開

○奥委員 それでは、皆様、お待たせいたしました。

皆様からいただきましたコメントシートの内容について、御報告させていただきます。

総じて、既に御意見等をいただいておりますけれども、一つは補助の在り方についてですね。補助率の設定について、補助率といいますか、補助要件について、一律46%削減ということではなく、少し柔軟性を持たせた段階的な補助率の設定というようなことも、当然、CO₂削減に資するということ、そこは譲れないところでありますけれども、少し柔軟に考えるべきではないかという、そういう御意見でございます。

それから、中大型槽について、なかなか技術レベルで、まだ、難しい点があるということではありますけれども、そこに対して、少し脱炭素化対応機種の技術開発を促進するようなスキームを検討するということですか、それから例えばトップランナー方式や、もう少し厳しくするのであれば、構造基準の遵守義務づけといったようなことも考えられるかと思いますけれども、そうした少し補助金だけではなくて、多様な誘導手法と組み合わせて、経済的な手法の中でも、財政や政策金融などの他の手法もあると思われるので、それから規制的な手法ですか、トップランナー制度のようなもの、そういったものも少し組み合わせて御検討いただけるとよろしいのではないかといたした御意見でございます。

あとは、他の省庁と特に国交省かと思いますが、とも連携して、確実に先進的な省エネ型の

機器が選べるような仕組みの構築、そして、そういった機器へのシフトというものが進むような戦略的な検討をぜひ、お願いしたいということでございます。

大体、皆様から出されました御意見をまとめますと、そういったところだと思いますけれども、何か私のほうで取りこぼしがあって、ここはぜひ、強調しておいてもらいたいといったようなことがございましたら、委員の皆様からいただければと思いますけど、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

すみません、かなり時間が押してしまいまして、では、こちらの事業番号1につきましては、以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、準備ができ次第、事業番号2のほうに移らせていただきます。少しお待ちください。

もう御準備のほうはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

では、続きまして、事業番号2「地域脱炭素化出資事業について」議論を行います。

担当部局から5分程度で事業の概要を御説明いただき、その後、事務局から論点整理をお願いいたします。

どうぞ。

○説明者 ありがとうございます。

環境省地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素政策調整担当参事官室でございます。

資料に沿って、地域脱炭素化出資事業の概要と状況について説明させていただきます。

おめくりいただきまして、2ページ目と書いてあるところでございますけれども、こちらの選定理由のところに書いてございますとおり、この事業、平成25年度から実施しているという事業でございます。

続きまして、4ページ目を御覧ください。

4ページ目でございます。左下、事業イメージのところがございますとおり、まず、国から基金設置法人に補助金をお出ししまして、当該法人がその補助金を用いて脱炭素プロジェクトに出資を行うと。そういう仕組みの事業でございます。

対象事業としましては、資料にございますとおり、長期的な採算性、収益性が見込まれる地域の脱炭素化プロジェクトに対する出資ということになってございます。緑のボックス、真ん中の状況のところがございますとおり、平成25年度に基金が設置されましたけれども、令和4年に、官民ファンドJICNが設立されたことを踏まえまして、グリーンファンドへの新規出資は

停止しておりまして、新規の基金の積み増しを行っていないという状況でございます。

現在は何をしているかと申しますと、これまで支援決定を行った案件のうち、まだ、EXITしていない16件につきまして、モニタリングを実施しているというものでございます。全てEXIT次第、解散予定というふうになってございます。

次の5ページ目を御覧ください。

グリーンファイナンス推進機構、この基金設置法人ですけれども、こちらの体制でございます。

役員は、名簿にある5名となっておりまして、常勤が代表理事のみでございます。このほか、職員が18名おりますけれども、全てJICNからの在籍出向者という形で、JICNで働いている時間と、こちらのグリーンファイナンス機構で働いている時間という形になってございます。

6ページ目を御覧ください。

現在までに38件、161億円を出資決定を行ってきてございます。本ファンドの呼び水効果は約17倍となっております。そのほかにも様々な形で地域活性化効果が見込まれると考えてございます。

7ページ目、8ページ目は、38件の内訳、個別のものでございますが割愛します。

9ページ目、支援案件の事例でございます。

未利用材を活用した2万kWのバイオマス発電という事例です。

7億円、出資いたしておりまして、額はちょっと申し上げられないんですが、それ以上の額が回収されてEXIT済みという形になってございます。こちらの発電所での新規雇用をはじめまして、関連産業での地元雇用が生まれているという事案でございます。

次の10ページ目を御覧ください。

こちらEXIT済みの事例でございます。4,000kWの市民風車でございます。

下の事業の特徴のところがございますとおり、市民から出資を募って収益を還元することで地域に貢献するという事業でございます。売電収入の一定額は、市の基金にも入れられまして、市の環境関連施策にも使われているというものでございます。こちら、1億円出資いたしまして、額はちょっと申し上げられないんですが、出資額以上を回収して、EXIT済みでございます。

次の11ページ目でございます。

まだ、EXITしていない事例でございます。

こちら小水力発電のものでございますけれども、事業の特徴のところにあるように、モデル性があるということで支援をしているという事業でございます。こちら、順調に動いておりまして、今

年度末にEXIT予定となっております。

12ページ目でございますが、冒頭、御説明したとおり、新規の投資については、グリーンファイナンス機構では行わず、令和4年度に設立されたJICNで行っているという形でございます。

13ページ目を御覧ください。

今後の対応についてでございます。

先ほど来、申し上げますとおり、基金の残額については、EXIT前の16件への資金実行、モニタリング等に活用させていただいているところでございます。

14ページ目、御覧ください。

今後のモニタリングに関してですけれども、これまでもですけれども、こちらに書いてある官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議というのがございまして、この下、モニタリングが進められてきてございます。今後も、こちらに定期的に報告をしながら進めていきたいというふうに考えてございます。毎年の基金シート等はもちろんなんですけれども、こうしたことも活用して、必要な透明性を維持していきたいと考えてございます。

15ページ目でございます。

そのモニタリングの体制についてでございますけれども、様々な官民ファンドの状況を踏まえまして、一層、ガバナンスを強化させるようにという、この政府方針全体の下、やってございまして、丁寧に対応していく必要があるというふうに思っております。

16ページ目、御覧ください。

そこで、新たな理事をお迎えしたりですとか、モニタリングの定期報告の頻度を上げたりして取り組んでいるというところでございます。

17ページ目、御覧ください。

基金の保有割合につきましては、令和5年度に行革のヒアリングにおいて、新たな出資を行わないにもかかわらず、保有割合が1を超えているのはどうかという趣旨の御指摘をいただきまして、御指摘を踏まえて見直しを行いまして、国庫返納いたしまして、直近の保有割合0.98というふうになってございます。先ほど御紹介した官民ファンド幹事会での議論ですとか、それから、その資金、資材の高騰なんかもございますので、モニタリングをしっかりやっていかなければならないというふうに考えてございまして、モニタリング経費については、しっかりと精査をしながらも、必要額を過少でも、過剰でもなく、保有していくことが必要だというふうに考えてございます。

18ページ目、御覧ください。

投資実績についてでございます。

先ほど御紹介した官民ファンド幹事会の指示の下、提出しまして、公表されている資料、こちらでございます。マイルストーンの年として設定されている令和5年度末の累積損失が、目標がマイナス17億円のところ、実績がマイナス16.9億円というふうになってございます。今後適切なモニタリング等を行って、順次、EXITに持って行って、令和19年度末で累積プラス1というふうになる見込みでございます。

19ページ目、御覧ください。

そのことを含めまして、この令和5年度末までの状況、少し概観できるような資料を用意いたしました。平成25年度から令和5年度末までの通期の実績が、国費が414億円いただいております。うち、実投資額、実行済の投資額、こちらが103億円でございます。総回収額が49億円でございます。管理費として、累積26億円使用してきておりまして、国庫にも210億円返納済みでございます。令和5年度末の累積は、さきに申し上げたとおり、マイナス17億円ですけれども、令和19年度には、プラス1億円となる見込みでございます。令和6年度以降、必要な管理費が、現在の見込みで16億円となっております。

最後のページになります。20ページ、御覧ください。

本事業、冒頭にも申し上げたとおり、長期的な採算性、収益性が見込まれる地域の脱炭素化プロジェクトに対する出資という位置づけのものでございます。脱炭素化ということ以外に、地域のということもポイントでございまして、地域の経済社会の発展に貢献したいという思想でやってきております。どのように図っているかと申しますと、こちらの官民ファンド幹事会のほうで決定された考え方に基きまして、このようにKPIを設定してございます。地域の事業者とか、金融機関とマッチングした再エネに詳しい専門家等の社数を報告しているということで、直近の数字では、この表にあるとおり、マイルストーンを達成しているというところでございます。

以下、時間の関係から、一旦、割愛させていただきます。御議論のほど、よろしくお願いいたします。

○波戸本会計課長 事務局でございます。

当該事業の論点について御説明させていただきます。

まず一つ目として、不要な資金を国庫返納すべきという観点も含め、基金の残高が適切な規模となっているか。

二つ目として、基金の見える化、透明性の確保が図られているか。

三つ目として、基金設置法人の運営、執行体制は適正かとさせていただいております。

以上でございます。

○奥委員 御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの内容を踏まえまして、委員のほうから御意見、御質問を伺いたいと思います。頂戴したいと思います。

いかがでしょうか。

では、まず、堀川委員、お願いします。

○堀川委員 ありがとうございます。

先ほど観点をおっしゃっていただいたように、この事業、ポイントになるのは透明性、それに続く国民への説明責任だと思います。そこで、そういう観点から議論したいんですけども、まず、これまでの会議で、過去にEXITした案件について、マクロな収支状況を資料で示していただきたいという要求、お願いをしていたところですけども、今回、御提示いただいた19ページに、資料はつけていただいていると承知しておりますが、ただ、具体的に、17億円の損失というんですかね。赤が出た、累積損益が出た全体像を資料として説明していただきたいというお願いをしていたんですけども、その点、どういうふうに資料にはついているか、ちょっと確認したいと思います。

○奥委員 お願いします。

○説明者 ありがとうございます。

こちら、19ページ目にお示ししたのが、ちょっと今、手元にある全てになるんですけども、実出資額103億円で、回収額49億円というのが、今、お示しできるものになってございます。

○堀川委員 なぜ17億円が出ているのかという、その点についてです。

○説明者 少々お待ちください。

○奥委員 時間かかりますか。関連してですね。

じゃあ、土居委員が関連して。

○土居委員 お答えいただく……要は、官民ファンド幹事会に報告している数字が17億円と言っているのと、その数字ですよね。

○説明者 はい、左様でございます。

累積損失と、ただ、累積損失の中には、管理費を差し引いてのマイナス17億円でございますので、恐らく今、堀川委員からいただいたのは、そういうのではなくて、事業費のみでプラマイどうなっているのかという御質問だと思ったんですけど、違いましたでしょうか。

○堀川委員 すみません、その官民ファンドのほう、よく分かっていないんですけど。

○土居委員 よろしいですか。

○奥委員 お願いします。

○土居委員 18ページに書いてある、このいわゆるJカーブと言われる、この官民ファンドの世界で言われている、この計算方法にのっとって17億円って……。

○説明者 はい。事業費で今までお出しした分と、返ってきた分、それから管理費で使わせていただいている部分というのを差し引きしたものが、このマイナス17億円でございます。

○堀川委員 そうですね。その管理費の部分を引いた上で、マイナス17億円って出てくる認識で間違いないですね。

現実、22件については、その管理費の部分が、マイナスで17億円となったという事実があって、一方で、今後、16件については、引き続き1億円前後の経費をかけ続けながら、17億円プラス1に持っていく、18億円収益を上げるという御説明になっておりますけれども、その説明に対する資料というか、よく分からないんですよ。

○説明者 恐らく御指摘は、今後、今、おっしゃったマイナス17億円からプラス1億円に持っていく、つまりプラス18億円にするのに当たって、管理費をその当時から数えて、16億円をかけることの意義ということかなというふうに理解いたしましたのでございますけれども、今、申し上げたとおり、マイナス17億円からプラス1億円に持っていくということで、今、これを止めしまうと、マイナス17億円のまになってしまう。そこに管理費をしっかりとかけてモニタリングしていくということで、プラス1億円に持っていくという効果がございます。

それから、仮に今、この瞬間、やめてしまったとすると、開発中のプロジェクトの資金計画などが崩れまして、事業者の資金繰りも悪化しますし、プロジェクトが中止とか、頓挫とかに追い込まれるおそれがあるのかなと思ってございまして、御説明の中で申し上げた、脱炭素社会の実現と地域活性化の両立というところの、政策目的に少し反してしまうかなというふうに考えてございます。

○堀川委員 その純粋なファンドという見方をすれば、いかに収益を上げるか。逆に言うと、今回の件については、22件については、マイナスが出ていたわけですね。その過去の経験で、なぜ17億円のマイナスが出たというのをしっかり分析しないと、次の16件について、本当にプラスになるのかというのは、国民的に見て理解できませんよね。やはり過去の22件、また、この事業に即した生きた資料である限り、やはりその点をしっかりこの場で議論したいということとを事前をお願いしていたところなんですけれども、残念ながら資料がないということであれ

ば、非常に、これ以上、ちょっと議論がしにくいなということなんです。いかがでしょうか。

○説明者 今後、本当にプラス1億円まで持っていけるのかというところも御指摘にあったかなというふうに思うんですけれども、例えばまさに先ほど土居委員のほうから紹介もいただきました、Jカーブに沿って、現在、例えば直近の令和7年度末の実績が、これ、まだ、見込みの数値でございますけれども、単年度黒字に達する見込みでございます。プラス4,000万円の黒字になる見込みになってございまして、今年度も単年度黒字見込みでございますので、こうしたところで、着実にJカーブには乗っていくのかなというふうに考えてございます。

○堀川委員 繰り返しになるんですけど、過去の管理費がどれぐらい、大体26億円ぐらいだと想定されるんですけど、それに対して、実際にうまくいかなかった事業が何件あって、それがどのぐらいこの17億円に結果的には足を引っ張ったのか、そういう分析は、一定程度、レビューシートで、過去のレビューシートを並べれば、できるはずだと思うんですよね。それで、事前にレビューシートも過去のをいただきたいという要望も、私、たしか出していたと思うんですけれども、そういうことを踏まえて、過去、いかに管理費が足を引っ張っていたという事実を踏まえれば、今後、16件についても、1億円が適正なのかというのは、十分検討する材料になると思うんですよね。その議論が、今回、非常に、この事業ではポイントになるというのが、私の意見です。一応、以上です。

○説明者 大変失礼いたしました。

そういう意味で、過去の管理費で申し上げますと、19ページの資料の中にございまして、これまでの累積管理費、これまでは、令和5年度末までに、累積管理費26億円ということになってございます。

○堀川委員 それについては、26億円で、結果的に投資ですから失敗もありますけど、失敗したのは何億円ぐらいですか。

○説明者 それが、プラスマイナスで、マイナス17億円ということになります。

○堀川委員 管理も引かれて。

○説明者 管理、引いた後です。

○堀川委員 そうですよ。

管理費も引いた上で、マイナス17億円になるわけですよ。

だから、実際は、投資で失敗するのはしょうがないけれども、基金シートで見ると、8,000万と5億円ぐらいで、約6億円というのが、2023年度以降では出てくるわけです。その過去に遡って、それ、トータルで幾らなんだと。もしその6億円だけが、6億円弱が投資の失敗であれば、

17億円は、6億円の失敗だったらできないです。理屈上、管理費の26億円が効いているということなんですよね。だから、その点の議論が、資料を出していただいていたんです。非常に残念です。

以上です。

○奥委員 では、土居委員、その後、竹ヶ原委員、お願いいたします。

○土居委員 この既存案件、13ページにあって、これらが、まだ、令和19年度まで最長続くということかと思うんですけれども、この案件で、ほかの官民ファンドとかも共同で出資しているというものは含まれているのでしょうか。

○説明者 私ども、把握している限りはございません。

○土居委員 じゃあ、もう官民ファンドの出資者としては。

○説明者 グリーンファイナンス機構。

○土居委員 だけが出資していて、だからもう完全に、ほかの官民ファンドと共同でモニタリングをするとかということは難しいというものと理解してよろしいですか。

○説明者 はい、左様でございます。

○土居委員 それから、ほかの官民ファンドが共同出資していないということは了解しました。その上で、事例の紹介があって、ほかの出資者もいる案件があるかと思うんですけれども、他の共同出資者と協力してモニタリングをするということについて、それが何らかの管理費の節約につながるというような取組とかというのは、なさっていらっしゃるのでしょうか。

○説明者 まず、ほかの出資者との共同ということは、当然、行っております。それが、その協力がなかった場合、どのぐらいモニタリング経費が節約できるか、膨らんだはずとか、そういう分析というのを行ってございません。

○土居委員 もちろん膨らむほうは、できるだけ膨らまないほうに努力していただきたいというだけなんですけど、これから、また、EXITするまでにはモニタリングなり、管理費がかかるということなので、その管理費を節約する何らかの方法というものを御検討なさったのか。例えばこれ、11ページの資料だと、福井銀行とか日本政策金融公庫が融資をされている。もちろんその融資と劣後社債とは似てはいるけど、若干、違うという立場ではあるとはいえ、情報の共有だとか、何らかのコストを互いに節約するような協力を進めるとか、そのような取組というのが何かあると、今後の管理費を節約できるというのはあるかなと思います。

○説明者 ありがとうございます。

ちょっと今、その瞬間、つまびらかに、そのようなストーリーとか、語れるようなエピソード

ードがあったかどうかというのをちょっと把握していないんですけれども、御指摘を踏まえて、今後、そのように生かしていきたいと思ってございます。ありがとうございます。

○土居委員 あと、もう一点は、このロジックモデルとの関係ということなんですけれども、ほかの官民ファンドは、CO₂排出削減があまり直接関係ない案件に投資しているとかということがあるんですけれども、この件は、CO₂排出削減も重要な指標になっているということでして、これはレビューシートのほうなんですけれども、何ページかちょっとページ番号が振っていないので、あれなんです、活動・成果目標と実績というのが、このアクティビティからの発現経路1-1-2-2の一番最後のところについていて、もう一つ前の1-1-1-1のほう、同じところなんですけれども、2037年に最終目標年度があって、この目標値に近づけるよう努力しておられるということなんですけれども、途中の年度に数字が入っていないくて、ただ、目標が最終目標は一応あると。毎年の数字がなきゃ駄目だというわけではないけれども、説明資料の13ページに、あと、残っているEXITしていない案件が16件あって、その16件ある中で、どれぐらい、いつまでの案件で、大体EXITするのがいつぐらいで、それで、そのときまでにどれぐらいCO₂が削減できそうかとかというのは、それなりの目星をつけられたりするんじゃないのかなというふうに思ったりするんですけれども、案件と最終目標年度のこの目標値との関係というのは、何らかの形でひもつけてモニタリングというか、ウオッチしているとかいうようなことがあったりするんでしょうか。

○説明者 ありがとうございます。

まず、レビューシートに関しまして、すみません、確かに直近の年度と一番最終年度とで、かなり数字が空いてしまっていますけれども、官民ファンド幹事会のほうに、マイルストーンで幾つか出している数字がございまして、すみません、そちらも入れられたなというふうに、今、御指摘いただいて、気づいたところございまして、今後、しっかり入れていきたいというふうに思っています。そのような案件のEXITの時期うんぬんで申しますと、我々が支援した案件が、今後、CO₂削減していけるというところで考えてございまして、案件のEXITの時期自体が、この数字に影響してくるというものはございません。

○土居委員 ということは、これ、既にEXITした分も含めて、出資をしたものについての2037年までの排出削減と、そういうことですね。

○説明者 左様でございます。

○土居委員 分かりました。

それならば、さっきおっしゃったように、途中の年度、毎年という必要はないかもしれませ

んけども、書けるならば、せつかく数字をお持ちならば、レビューシートに反映していただければと思います。

私から以上です。

○奥委員 ありがとうございます。

では、竹ケ原委員、お願いします。

○竹ケ原委員 御説明、ありがとうございました。

投資回収にすごく長い期間かかる、割とリスクの大きめのプロジェクトにリスクマネーを入れるという形なので、あんまり効率性、効率性としたらいかんのだろうなと思いつつなんですけど、先ほどの堀川委員、土居委員のお話とも絡むんですけども、御説明の中で、回収できたものについて、出資額を上回る資金が回収できましたと御説明があったんですが、これ、通常ですと、IRRでもいいし、ROIでもいいんですけど、実際のところ、どのぐらいのリターンだったというのが多分あるんだと思うんです。恐らく、このファンドの特徴として、本当はもっと長く持っていれば、負債コストは、借金の返済が終わって、配当により多く回ってくる。あるいは投資家にとって一番おいしいタイミングをあえて外して、早期にEXITしているから、本当は、御説明あった成功事例なんかもっと長く出資していれば、明らかにリターンが高かったものを、あえて早めにEXITしているというのはあると思うんです。逸失利益はすごくあったはずなんです。

そう考えると、ひょっとしたら、今回、残っている16件については、むしろそういう制約が少し上回って、少し長めにモニタリングとか伴走支援するがゆえに、ある意味で配当が増える局面も享受できるんで、マイナス16億円がプラス1億円になるという計算になっているというふうにも聞こえるんですけども、もしそうだとすれば、先ほどやはり堀川委員とかが協調されていたとおり、過去はこうだった。本当は遺失利益、このぐらいあったんだと。今回は、失敗案件含めて、しっかり取るものは取るからこうなるんだという、もうちょっと解像度の高い絵姿が見せられるかなという気もするんですけども、この辺は、そういう理解でよろしいですか。

○奥委員 お願いします。

○説明者 ありがとうございます。

まず、委員がおっしゃったとおりでございまして、まず、平成25年度という、かなり早期の時期、地域脱炭素にとっては、早期の時期に実施してございますので、かつできるだけ地域のほうに、早めにEXITして渡していくことで、地域への裨益というのも達成していくというのも

併せて目指していた事業でございますので、おっしゃったとおり、もしかしてもっとEXITを遅らせれば、得られたはずの利益というのもあったかもしれません。そこは地域の裨益とのバランスで考えているというところかなと思います。

一方で、もう昨今になって、この脱炭素でも大分浸透した今になって、今もまだ、EXITに至っていない案件というのは、おっしゃるとおり、まだ、少しモニタリングをしっかりと、介入をしっかりと持っておくことで、利益というのが得られる案件というふうになってきているというふうに思います。その上で、先ほど来、御指摘いただいている、なぜこのマイナスが出てしまったのかというところに関しましては、こちらの事業で得た知見、教訓は、最初に申し上げたとおり、JICNの人間が在籍出向しているという形で、GFの仕事をして、グリーンファイナンス機構の仕事をしてございますので、知見、教訓をしっかりとJICNに、投資に生かしているという形になってございます。

○竹ヶ原委員 分かりました。ありがとうございます。

○奥委員 よろしいですか。

ほかの委員はいかがですか。

大丈夫でしょうか。

河村委員、どうぞ。その後、吉高委員。

どうぞ。

○河村委員 御説明、ありがとうございます。

これまでのほかの委員の方からの質疑応答を伺っていて、もう何かやっぱ最後は、この事業をどう説明するか、透明性のところに帰着してしまうんじゃないかな。ただ、こちら、委員の側から出させていただいている、ほかの委員が出されている問題意識は、私も共有しますけれども、堂々巡りというか、このままだと平行線ですよ。例えば出資に対して、どれだけ回収できているのかとか、そういったあたり、個別の数字は出せないと、個々の数字は出せないと。今後の見通しについても個別のところは出せないということなんですけれど、国の公金を投じてやっている事業でありますけれども、もうちょっと本当にそもそものところ、お尋ねしますけど、これって国費を投入してやっている事業なのに、先々の見通し、もちろんこれ、出資ですからリスクもあるし、いろいろ状況次第で、これも今後、変わっていくことがあり得ると思うんですけど、出せない、個々の説明ができない理由というのは、何なんですか。

○説明者 すみません、出せないということではなくて、ちょっと今、手元で数字が計算できていないだけなんですけれども、何度も御説明している19ページにあるように、実出資額が

103億円で、回収額が49億円という状況でございます。

○河村委員　　というか、私がお尋ねしたかったのは、個々の事業についてなんですね。ですから、既にEXITされてしまった事業もあるし、今、続けていらっしゃる事業もあって、それはどういう意図でやっていらっしゃるかということは、いろいろお考えがもちろんおありだろうとは思いますが、何でも、何で個別のところは出せないんですか。国費を出して投入しているにもかかわらず、それがどういうふうに、例えばどれぐらいの年単位の見込みをもって、どれぐらいのリターンが出てくるというふうに見込みながら、今、やっているのか。結局、だから全部そうやって見えないような形にしてしまうから、後々になって、別にこのファンドだけに当てはまることではない気がしますがけれども、後々で大きな問題になってから大事になるというようなことが繰り返されているんじゃないかなというふうに思いまして、何で個別の事業について、見通しなりということ、実績なりということ公表できないんでしょうか。

○説明者　個別の事業に関しましては、今後の市場に与える影響ですとか、競争力ということ考えたときに、通常、個別には公開していないというのが多いかなというふうに考えてございます。

○河村委員　通常というのは、政府全体でということですか。環境省さんだけでなくということですか。

○説明者　環境省だけではございまして、ほかの官民ファンドとしましても、基本的には個別のものの幾らでEXITしたといったような情報ですとか、今後、幾らでEXITするはずだといった情報とか、そうしたものはお答えしていないというのが一般的かなというふうに考えてございます。

○河村委員　分かりました。分かりましたというのは、納得しましたという意味じゃなくて、そこに根本的な原因があると思います。国費の使い方として、国民に対する説明が全然やっばりになっていないと思います。先行き変わってもいいんだけど、状況次第で変わることがあってもいいんだけど、きちんと見通しなり、いろいろシナリオ別の試算なりをきちんと示すなりをして、やっぱりやっていくというのが、国費の使い方として、しかるべき姿じゃないかなというのが意見です。

すみません、以上です。ありがとうございました。

○奥委員　ありがとうございました。

吉高委員、お願いします。

○吉高委員　ありがとうございました。

少し細かいことになってしまうんですけども、かなりモニタリングのところを強化されるということでは評価したいと思うんですが、やはり確実にEXITできるかという不透明感というのは拭えないというのは根本的にあるのかと思ひまして、個別的に言うのはあれだと、例えばステージゲートを設けるようなことは検討はされないんですか。あくまでも令和19年までは、基本的には地域の裨益とかを考えながら、全ての案件がEXITするまでやるというような、ということでもよろしいんでしょうかというのが、まず1点目。

2点目は、管理費の中でJICNのところが非常にどういうふうに兼業で、運営費用がどういうふうに下がっているのかとか、そこら辺の生産プロセスというのが、まだ先とはいえ、少し計画立てて考えるべきかなと思っております、その辺の費用の内訳とか、あと、もしかして緊急事態も、今後、あると思うんです。様々な、こういった、さっきおっしゃった市場のリスクって幾らでもあることなので、そういったところのリスク対応なんかについては、今の段階では、あまりプランとかを立てていることではないのかというのが、ちょっと2点目でございます。よろしくお願いいたします。

○説明者 ありがとうございます。

まず1点目のステージゲートを設けないのかという点についてでございます。

まず、前提としまして、毎年度、毎年度、残っている案件のリスクカテゴリーで管理をしております、そこで、特にテコ入れをするべきものというのを見極めて、比重を置いてやっているという形でございます。その上で、18ページ目にございますとおり、何度もすみません、官民ファンド幹事会のことを出して恐縮なんでございますけれども、マイルストーンの年というのが、最終の令和19年度末より前に2回ほど設けてございますので、ここが一つの検討すべきタイミングということになるのかというふうに考えてございます。

それから、2点目の緊急時対応も含む今後のリスクに対応できる体制とか、それから今までもそももどのように事務費等の効率化をしてきたのかというところ関しまして、今までもちょっとJICNのところとGFの案分とか、しっかり見直しを行って、できるだけ効率的になるように工夫してきたところではございます。今後も何かできることがないかというのを考えてまいりたいと思ひますし、吉高委員、御指摘の緊急時の対応というところまで、ちょっと今、まだ正直、そこまでの対応ができるだけの体制等は組めておりませんでしたので、そこはしっかり遺漏なきようにやっていきたいというふうに、改善をしていきたいというふうに考えてございます。

それから、ごめんなさい、先ほど来、堀川委員からいただいている数字の関係なんでござい

ますが、ちょっと手元で集計できましたので、お答えしてもよろしいでしょうか。

○奥委員 はい。

○説明者 すみません、ちょっと令和5年度末のものではなくて、昨年度末の数字なんで、ちょっとこのマイナス17億円との関係が分かりにくいところがあって恐縮なんでございますけれども、直近のちょっと確定していない数字の見込みで恐縮でございます。出資の実実行額に対して、回収ができた、運用収入、この差を取りますと、プラス約8億円ということになります。以上でございます。

○奥委員 吉高委員、よろしいですか。

ありがとうございます。

蓑輪委員は、御意見、御質問、何かございますか。

大丈夫でしょうか。

蓑輪委員、何かございますか。

○蓑輪委員 時間が長くなっているのですが、幾つかあるところですけど、シートのほうで書かせていただきます。

○奥委員 よろしく願いいたします。御協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、内藤参事官より、御質問等、お願いできればと思います。

○内藤参事官 皆さんありがとうございます。

ページ、資料の24ページの②の欄の①というところで、令和7年度以降、出資見込み額というのは約32億円ということになっていて、令和4年度までに投資決定というのは終了しているわけですが、依然、投資がなされていないものが32億円あって、それで、さらに言うと、一度も投資が実行されていないような案件も、まだ、あるやに聞いてございまして、これまで投資した案件に基づいてもそうでございますけれども、これからというものもありますので、そこはやっていくことの是非も含めて、よくモニタリングして、実施の決定ということをしていただく。逆に言うと、見直しをすることも含めての、何かルールというか、やり方を考えていただく必要があるのではないかというふうに思います。

それから、今、各委員から御指摘ありましたように、投資済みの案件について、結局、ここも18ページのところで、令和10年度末とか、15年度末の目標とかも設定されているわけでございますけれども、設定されているからには、恐らく裏づけとなる個別のひもづけというか、そういうことを予定されているんだと思うんで、結局、その実施の状況が予定しているものと比べて、どういうふうに推移しているのかということをしつかりとモニタリングした上で、この

最終的な19年度のプラス1億円というところに進んでいくように、しっかりモニタリングをしていただくという。それで、必要に応じては、見直しをしていく、そういうことをできるように進めていただくということが必要なのかなと思います。その上で、これからもやっていただいておりますけども、余剰資金があれば、国庫に返納いただくということかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○奥委員 よろしいでしょうか。

○説明者 まず、前段の一度も実行していない案件を含めて、まだ、未実行のものが32億ほどあるという御指摘に関してございますけれども、まず、全体に、このグリーンファイナンス機構の出資対象、主にプロジェクト案件で、しかも脱炭素、地域脱炭素に関するものということで、事業期間20年程度、見込まれるものをやっているということでございます。これについて、交付要綱に基づきまして、原則10年でEXITという形で事業を執行してきたということがございます。御指摘のとおり、例えば資材の高騰ですとか、人件費とかの高騰、こうしたことで進捗がちょっと遅延してしまうという事例はあるんですけれども、おっしゃるとおり、モニタリングを強化して、出資実行に向けて、しっかり支援してまいりたいというふうに考えております。

ちなみに、おっしゃられた、まだ、一度も実行していない件というものはあるにはあるんですが、この案件につきましても、事業実施に向けた調整自体は着実に進捗してございまして、今年度から来年度にかけて実行予定ということになってございます。

それから、御覧いただいたマイルストーンとの関係で、しっかりモニタリングというのは、御指摘のとおりだと思います。しっかりやってまいりたいと思います。

○奥委員 御回答、ありがとうございました。

それでは、コメントシートに、皆様、記載していただきまして、記入し終わりましたら、御提出いただければと思います。

オンラインの方はメールで送信してください。

それから、会場で御参加の方も、皆さん、メールで送信されますね。

それでは、少々集計まで時間がかかりますので、しばらくお待ちください。一度、音声をオフにさせていただきます。

午後3時27分 休憩

午後3時42分 再開

○奥委員 それでは、皆様、お待たせいたしました。委員のほうから意見が全て出されました

ので、その結果を報告させていただきます。

まず、やり取りの中でもございましたけれども、やはり情報開示が決定的に不足している。もしくは解像度が低いので、もう少し解像度を上げて投資回収の目処ですとか、それから既に投資をしている案件も含めて、今後の回収見通しが本当に立つのかどうかといったところについても、しっかりと情報開示をしていただくということ。

それから、費用の内訳や過去の分析、こちらもより細かく精査した上で、情報開示をしていくということが求められるという、そういう御意見が、複数の委員の方からございました。

それから、今後に向けて、関連しますけれども、既存案件のモニタリング経費や管理費、こういったこともしっかりと精査した上で、今後の経費削減を図る必要があるということ。累積損失の解消を着実に目指すべきだという、そういう御意見ですね。

同様の御指摘ですけれども、累積損失のKPIの事業ごとに複数シナリオ別の試算等を行って、その内訳を開示すると。事業全体の完全なEXITに向けての運営検討に生かす必要があるという、そういう御意見が出されております。最適なEXIT戦略、こちらをしっかりと検討されたいということです。

それ以外についてですけれども、地域貢献等の効果の指標というのが立てられておりますけれども、地域事業者や地域金融機関とマッチングした再エネに詳しい専門家等の者数が適切な指標なのかといったところの疑問があるということで、それから100点満点でこっちが評価して、60点以上を目標としているということですのでけれども、目標値として、今、中身が見えないので、地域貢献が果たしてしっかりとそれにつながっているのかといったところの検証が難しいというところの改正も求められるのではないかという意見でございます。

皆様からいただいた御意見、一通り御紹介いたしましたけれども、何か落ちているところ等、もしくは何かここはぜひ、改めて強調しておくべきだということございましたら、お願いします。

では、土居委員、どうぞ。

○土居委員 今の取りまとめでよろしいかと思うんですけれども、ちょっとコメントシートに書かせていただいたということもありますので、ちょっと申し上げますと、確かに先ほど御回答あったように、このファンドの個別案件の非開示にしなきゃいけないものについては、ほかの官民ファンドもそうなんですけれど、民間企業などと共同出資とかということがあるので、彼らの営業秘密を守らなきゃいけないという理由で、たとえ国費を投じているとか、国が関与しているからということであっても、開示できないということがあり得るということは、これは

しっかり共同出資者の営業の秘密を守らなきゃいけないという点で、そこまで情報を開示するという事はやり過ぎだと私は思いますので、そこはしっかりこれまでの官民ファンド幹事会等のルールに従ってやっていただくということなんだろうというふうに思います。

私は、財政制度等審議会の財政投融资分科会の委員をさせていただいて、財政投融资に関わる官民ファンドについては、毎年度、その分科会でフォローアップをするということをしていて、もちろん個別案件の細かい情報までを開示させてフォローアップしているわけではなくて、むしろ官民ファンドの総体としての状況を報告を受けて、どうなっているかと。まさに先ほどのJカーブがちゃんと予定どおりに推移していくかどうかというところなどを中心にフォローアップしているというところがあるので、環境省におかれては、グリーンファイナンス推進機構のJカーブも、先ほど取りまとめていただいたとおりですけれども、できれば財政投融资委員分科会並みの牽制効果というか、そういう形で、このファンドの累積損失の解消に注力していただきたいなと思います。

○奥委員 土居委員、どうもありがとうございました。

それでは、もう時間が予定しておりました時間を大分超過しておりまして、私の不手際で申し訳ございませんでした。

では、私のほうでは、司会進行は以上とさせていただきまして、会計課長にお返しいたします。

○波戸本会計課長 まず、事務局サイドの不手際で大幅な時間延長となりましたことを申し訳ございませんでした。お詫び申し上げます。関係者の皆様、申し訳ございませんでした。

その上で、こうした中で、各議論になりました補助金の見直しに当たって、非常にためになる充実した御議論をいただきましたことを感謝申し上げます。どうもありがとうございました。

各事業の取りまとめコメント及び議事録につきましては、追って委員の皆様にご確認いただいた上で、ホームページで公開させていただきます。

本日の取りまとめ結果やいただいた御意見を踏まえまして、来年度の予算要求や今後の予算執行等に生かせるように検討してまいります。

これで、環境省行政事業レビュー公開プロセスを終わります。

以上でございます。

午後3時48分 閉会